

平成30年度 証券取引等監視委員会の活動状況

主なポイント



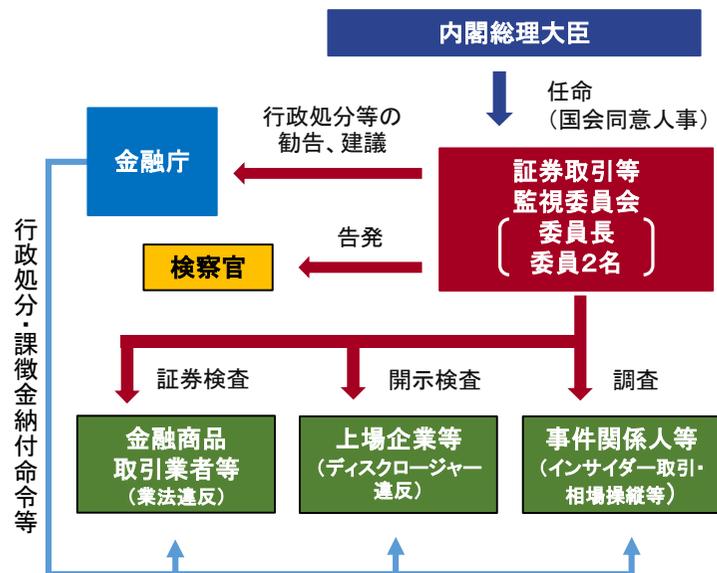
"for investors, with investors"

令和元年8月
証券取引等監視委員会

1 平成30年度の活動概要

- マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行う等、タイムリーな市場監視
- 金商業者に対するリスクアセスメントを踏まえたオンサイト・モニタリング
- 課徴金制度の活用による迅速・効率的な検査・調査と、重大・悪質事案に対する厳正な対処
- 根本原因の把握と、再発防止のための対話・情報発信や建議の実施

証券取引等監視委員会の概要



委員長及び委員(第9期)



(左から)

委員 浜田 康

あずさ監査法人代表社員・理事、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を経て、平成28年12月より現職。

委員長 長谷川 充弘

名古屋地方検察庁検事正、広島高等検察庁検事長を経て、平成28年12月より現職。

委員 引頭 麻実

(株)大和総研専務理事を経て、平成28年12月より現職。

証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)

～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～

証券監視委の使命

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場

<主な構成要素>

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

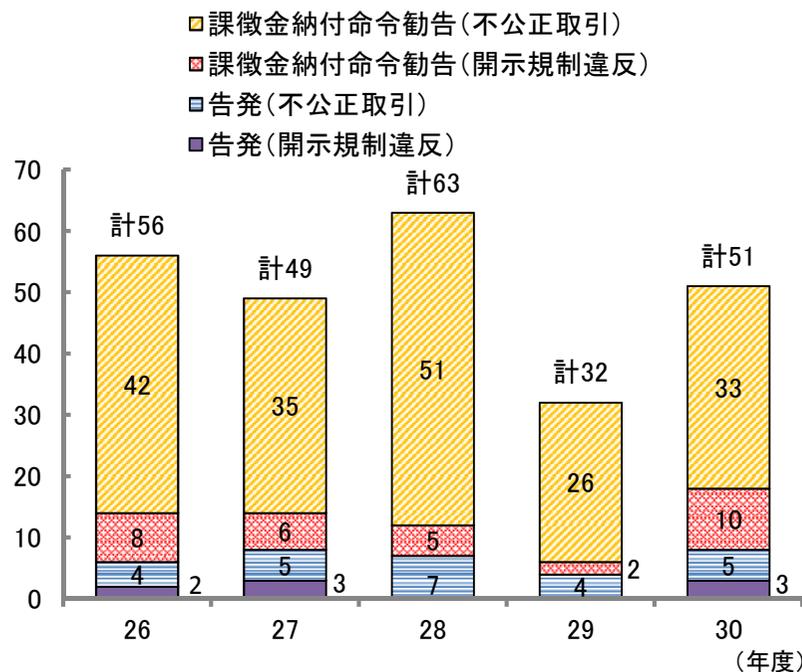
証券監視委における価値観

<p>公正性 (公正・中立な視点)</p>	<p>説明責任 (全体像・根本原因の把握 及びその対外的発信)</p>	<p>将来を見据えたフォワード・ ルッキングな視点 (不正行為の予兆を早期に発見)</p>	<p>実効性及び効率性 (資源の効果的な活用)</p>	<p>協働 (自主規制機関、海外・国内 当局等との緊密な連携)</p>	<p>最高水準の追求 (監視のプロとして最高 水準を目指す)</p>
---------------------------	---	---	---------------------------------	---	--

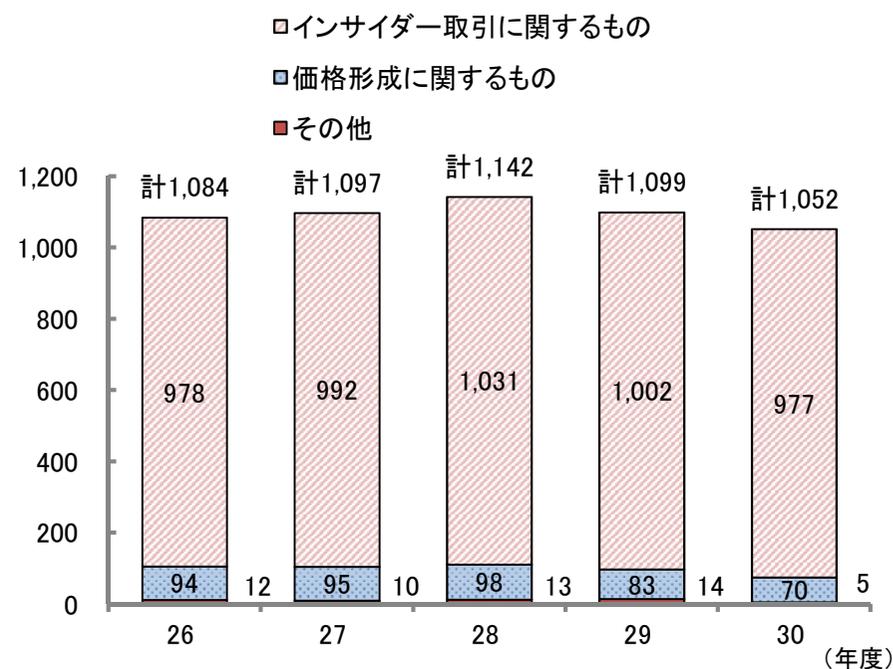
2 不公正取引の勧告・告発件数(1/2)

- 不公正取引の勧告件数は計33件
(インサイダー取引23件、相場操縦7件、偽計3件)
- 不公正取引の告発件数は計5件
(インサイダー取引5件)
- 取引審査の実施件数は、6年連続で1,000件超

課徴金勧告・刑事告発の総件数推移



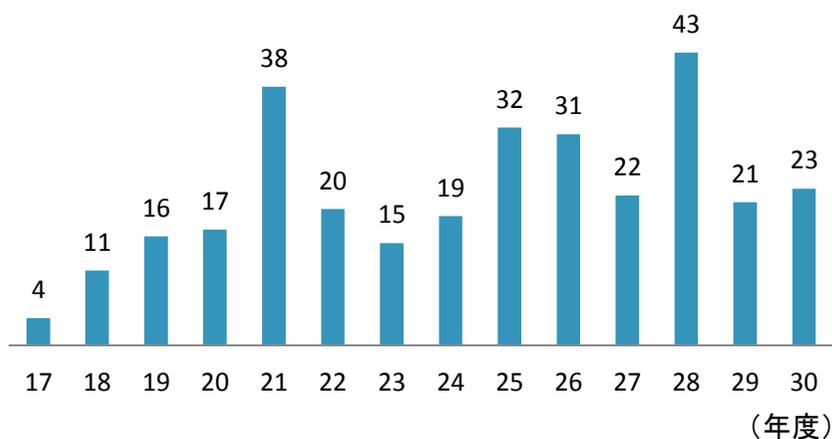
取引審査の実施件数



2 不公正取引の勧告・告発件数(2/2)

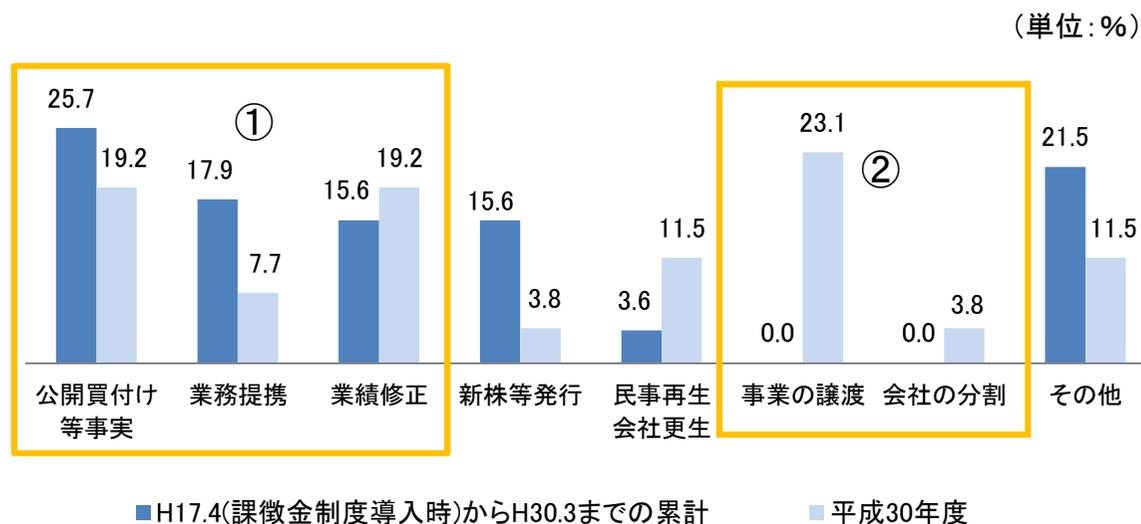
- 公開買付けや業績修正等を重要事実とする事案が昨年同様多数(①)
- 過去に適用例のなかった重要事実による事案を初めて勧告(②)
- 情報伝達・取引推奨規制導入後、取引推奨規制違反のみの事案を初めて勧告
- 海外の金融機関による市場デリバティブ取引に係る相場操縦を初めて勧告
- 他の投資家の売買を排除する目的で行う、誘引目的が認められない特殊見せ玉を用いる取引手法について、偽計を適用し初めて勧告

インサイダー取引に関する
課徴金納付命令勧告件数の推移



(注)クロスボーダー事案を含む

重要事実等別の構成割合



3 開示規制違反

- 開示規制違反の勧告件数は10件、告発件数は3件
- 開示規制違反の再発防止の観点から、会社の経営陣とその背景・原因について議論し、問題意識を共有
- 開示規制違反の未然防止の観点から以下の取組み等を実施
 - マクロ的視点に基づく大規模上場会社等に対する継続的な監視
 - 経営環境の変化を考慮した深度ある調査・分析

			開示検査の実績	
			勧告事案の概要	不適正な会計処理の背景・原因
検査終了件数		20件	提出すべき訂正届出書を未提出のまま、募集により新株予約権を取得させた 架空取引による売上の過大計上	元代表取締役が当社の方針決定に過大な影響力を有していたこと、取締役会における議論の重要性に対する取締役及び監査役の認識不足等、内部統制に問題 利益目標の達成を最優先させ、一部の経営陣等が主導して売上を過大計上
(うち)	課徴金納付命令勧告	10件		

4 金融商品取引業者等に対するモニタリング

- 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
(規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ)
- リスクアセスメントに応じたオンサイト・モニタリングを実施
(68件着手、11件の行政処分勧告)
- 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
(「留意すべき事項(顕在化していないものの改善が必要な問題)」を
検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有)

規模・業態別の業務運営上の課題及びリスク(例)

大手証券会社	グローバルな業務展開を支えるリスク管理態勢の更なる高度化が必要
うち銀行系	銀証連携の営業推進にともなう利益相反等の潜在的リスク
地域証券会社等	収益拡大を図るに当たり、十分な販売管理態勢を構築しないまま多様な商品(外国株式等)を取り扱うことに伴うリスク

金商業者等に対する行政処分勧告(11件)

主な事例	証券会社	多数の営業員による虚偽表示や、誤解を生ぜしめるべき表示
	第二種金商業者	貸付型ファンドの取得勧誘に関して、虚偽の表示
	投資助言・代理業者	グループ会社と一体となって、買い推奨を行った銘柄の株価を急騰させる等の目的で、同時に複数の顧客に対し買い推奨

5 証券監視委の新たな課題(SupTechへの取組み)

- 国内外の金融技術の動向や、ITやAI(人工知能)技術の進展を含めた市場の構造的変化の状況について把握
- 国内外の規制当局等におけるITの活用状況等に関する情報収集
- 市場監視における技術的課題の検証等を行い、AIの活用を含む新たな市場監視システムの導入に向け検討を進めていく

新たな市場監視システムの導入に向けた検討の対象技術

膨大な発注・取引のデータから、不公正取引の疑いのある発注・取引を的確に抽出・分析するための技術

マクロ経済動向や企業の財務情報等の様々なデータから、市場における不正の兆候を早期に発見するための技術

金融機関等の市場関係者から、市場監視に必要なデータの授受を低コストで、円滑に実施するための技術

6 関係機関との連携・情報発信・建議

- 自主規制機関との連携
 - 売買審査などで日常的に連携
 - 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有
- 事案の意義や問題点等をウェブサイト等を通して情報発信
 - 個別の勧告事案等の公表(イメージ図を利用)
 - 課徴金事例集等について積極的に寄稿や講演を実施
- 取引の公正性確保や投資者保護その他の公益確保の観点から建議を実施(2件)

建議の具体的内容

貸付型ファンドについて、貸付先の特定につながる情報の明示を控えた運用となっていたところ、投資者保護の観点から、投資判断を行うための情報提供や説明内容の拡充などの適切な措置を講じるよう建議(平成30年12月7日)

金商法には、電磁的記録に係る差押えの規定が導入されていなかったところ、適時・的確な証拠収集・分析手続を可能とする観点から、必要な規定を整備する等、適切な措置を講じるよう建議(平成31年2月26日)

情報提供窓口



情報提供窓口
ウェブサイトは
こちら↓から



<https://www.fsa.go.jp/sesc/jouhouteikyou/index.htm>

7 グローバルな市場監視への貢献

- 世界219機関が加盟する証券監督者国際機構 (IOSCO) において、証券規制の国際的調和や規制当局間の相互協力を目指す議論に積極的に参加
- 海外当局との連携 (情報交換等) により、クロスボーダー取引による違反行為に対して適切な法執行を実施
- 海外当局への職員派遣、短期研修への参加、セミナーの実施等により、当局間ネットワークの強化や知見・問題意識の共有

証券監視委が参加する主なIOSCO会議

年次総会 (代表委員会を含む)

アジア太平洋地域委員会 (APRC)

第4委員会 (C4)

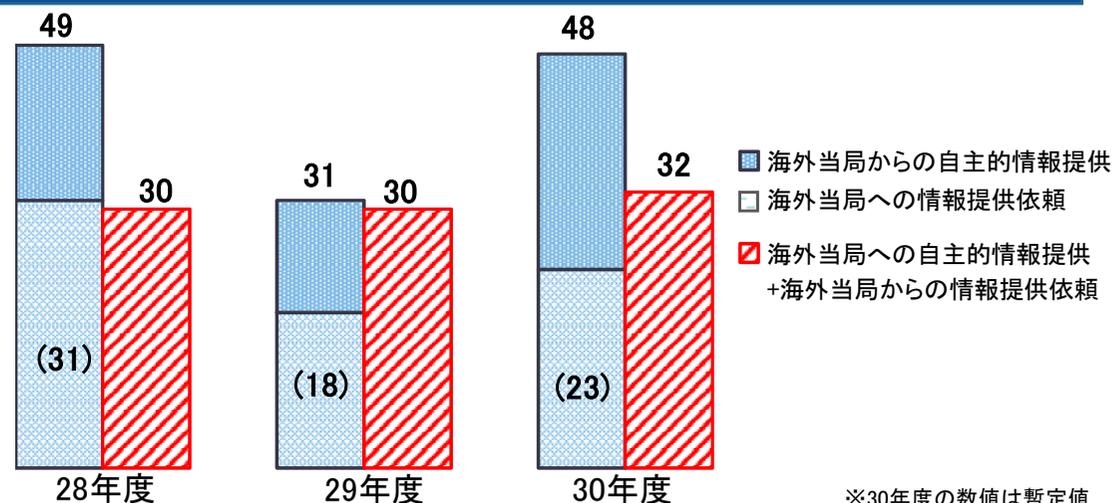
各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方等について議論

エマージングリスク委員会 (CER)

情報技術の進展を踏まえた各国当局の取組みや証券・資本市場における新たなリスクについて議論

※参加機会に各機関代表との意見交換も実施

海外当局との情報交換件数



8 一般投資家・市場関係者へのメッセージ

- 「主なトピックス」として、平成30年度の実績のうち、特色のあるものについて記載
- 「監視委コラム」として、各ステークホルダーに向け、法令遵守の観点から特に留意していただきたい点等について、具体例を用いてメッセージを記載

主なトピックス	
タイトル	掲載頁
「貸付型ファンド」(ソーシャルレンディング)へのタイムリーな検査と検査結果を踏まえた建議(法律に基づく意見表明)の実施	P12
市場デリバティブ取引等あらゆる取引・市場の監視 (大手証券会社等による、長期国債先物の相場操縦事案についての課徴金納付命令勧告及び行政処分勧告)	P14

監視委コラム		
対象	タイトル	掲載頁
金商業者等向け	届け出よう！疑わしい取引	P34
会社関係者向け	取引推奨規制を知っていますか？ ～インサイダー情報を伝えなくても違反になります！～	P42
海外投資家向け	いくつもの国・地域をまたぐ取引についても私たちは目を光らせています	P43
上場会社向け	取引を始める際、その実態を確認されていますか？	P49
全市場関係者向け	SNSなども市場監視に活用しています	P57